

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて 診療を行っている保険医療機関です

■コンタクトレンズ検査料施設基準のお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っています。
また、厚生労働省の施設基準に定める眼科診療経験数を有しています。

| | |
|--------------|------|
| 初診料 | 282点 |
| 再診料 | 72点 |
| コンタクトレンズ検査料1 | 200点 |

※厚生労働省が認める疾病の治療によっては、上記コンタクト検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
不明な点をご相談下さい。

■緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術 施設基準のお知らせ

当院は、「緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術」の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っています。

■「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成24年4月1日より領収書の発行の際、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出下さい。

■オンライン資格確認 施設基準のお知らせ

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院では、オンライン資格確認を利用して、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

< 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 >

- ① マイナ保険証を利用する場合
初診:2点
- ② マイナ保険証を利用しない場合(従来の保険証を利用する場合)
マイナ保険証を利用するが、情報取得に同意しない場合
初診:4点

■保険外負担に関する事項

当院では、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・支払証明書等(1通) 2,200円
- ・通院証明書等(1通) 2,200円
- ・普通診断書等(1通) 2,200円
- ・保険金等請求のための診断書料等(1通) 5,500円

■レーシック

厚生労働省が認定したレーザー機器のみを使用した手術を行っています。

- ・アイレーシック 両眼 264,000円～(税込)

■多焦点眼内レンズに係る選定療養について

多焦点眼内レンズはその多焦点機構により遠方および近方の視力回復が可能となり、これに伴い眼鏡依存度が軽減されます。当院では、以下の多焦点レンズについては選定療養として対応しています。

選定療養では、手術費用のうち、水晶体再建術(1. 眼内レンズを挿入する場合、ロ. その他のもの、12,100点)の部分は医療保険の給付対象となります。それ以外の、眼鏡装用率の軽減に係る部分が下記に示す金額です。

- ・テクニスマルチフォーカル 150,000円(税込)
- ・アクティブフォーカス(乱視なし) 170,000円(税込)
- ・アクティブフォーカス(乱視あり) 195,000円(税込)
- ・シンフォニー(乱視なし) 230,000円(税込)
- ・シンフォニー(乱視あり) 255,000円(税込)
- ・パン옵ティクス(乱視なし) 250,000円(税込)
- ・パン옵ティクス(乱視あり) 280,000円(税込)
- ・シナジー(乱視なし) 320,000円(税込)
- ・シナジー(乱視あり) 350,000円(税込)
- ・クラレオンビビティ(乱視なし) 330,000円(税込)
- ・クラレオンパン옵ティクス(乱視なし) 340,000円(税込)
- ・クラレオンパン옵ティクス(乱視あり) 370,000円(税込)

■医科点数表第2章10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

(平成27年1月～12月実績)

- | | | |
|--------------|---------|-----|
| ・区分1に分類される手術 | イ黄斑下手術等 | 55件 |
| ・区分2に分類される手術 | オ角膜移植術 | 0件 |

望月眼科 院長 望月 泰敬